平成２３年（フ）第１５１７号
名古屋市港区土古町２丁目23番地　新土古荘３棟401号
債務者　黒田　直樹
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５１８号
名古屋市港区土古町２丁目23番地　新土古荘３棟401号
債務者　黒田　貴子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６８３号
名古屋市昭和区菊園町２丁目24番地の３　菊園住宅205号
債務者　小川　輝子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８８号
兵庫県伊丹市下河原１丁目11番４―405号、前住所静岡県浜松市西区大人見町1750番地362
債務者　鈴木　孝治
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２５２号
兵庫県伊丹市稲野町１丁目116番地
債務者　吉松　康夫
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２５６号
兵庫県川辺郡猪名川町白金１丁目104番地11
債務者　森　　克己
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２６３号
兵庫県宝塚市小林３丁目９番９号
債務者　上垣　美紀
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１９７号
兵庫県高砂市中筋５丁目７番16号、従前の住所兵庫県加古郡播磨町北野添２丁目22番９号
債務者　岡崎　繁子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１９９号
兵庫県姫路市青山３丁目20番５―２号、従前の住所兵庫県姫路市青山南３丁目４番５422号県住宅供給公社青山団地５号棟
債務者　岡本　一利
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２６３号
兵庫県姫路市広畑区城山町１番地９　県営城山高層２―308
債務者　西岡　貴子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２６６号
兵庫県加古川市平岡町高畑207―１　エクセル東加古川弐番館405号室、住民票上の住所兵庫県姫路市飾磨区細江250番地５　栄光ハウス３号室
債務者　柏田めぐみ（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３３９号
兵庫県姫路市白国４丁目６番８号　モアセゾンマンション102号、従前の住居兵庫県姫路市白国４丁目７番38号　白国文化荘18号
債務者　高原　久美（旧姓　宗則）
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３４３号
兵庫県姫路市林田町上伊勢1137番地１　ジョイガーデン
債務者　中川　幸美
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３４８号
兵庫県加古川市加古川町備後78番地の１　柴田マンション105号、従前の住所兵庫県加古川市加古川町木村127番地
債務者　足羽　豊子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３５０号
兵庫県姫路市城東町毘沙門31番地　雇用促進住宅３棟105号
債務者　新屋栄梨香こと　咸　　貞淑
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３７４号
兵庫県高砂市竜山１丁目７番１―501号
債務者　正條　静江
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部